

## 第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う特定独立行政法人等を含むものを「全労委」、含まないものを「特定独立行政法人等を除く」と表示し区別した。

### 第1節 労働争議調整の概況

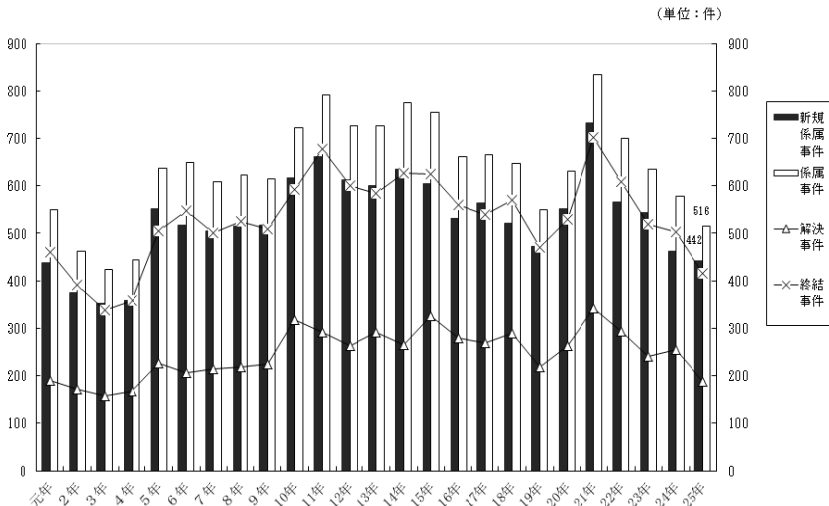
#### 1. 労働争議調整事件の係属状況

##### (1) 概況

25年に係属した労働争議調整事件数(特定独立行政法人等を除く)は515件(24年577件)で、このうち24年から繰越されたものは74件(同114件)、新規に係属したものは441件(同463件)であった(第18表参照)。

また、全労委に係属した労働争議調整事件数は516件(同577件)、新規に係属したものは442件(同463件)であった(図1、巻末統計表第11表参照)。

図1 調整事件取扱件数の推移(全労委)



第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（特定独立行政法人等を除く）

25年（単位：件）

区分 労委	係 属 件 数						終 結 件 数					次年 繰越
	前年 繰越	新 あつせん	調停	仲裁	規 計	計	取下	解決 裁定	不調 打切	移管	計	
北海道	4	16			16	20	5	7	5		17	3
青森	1	3			3	4		3	1		4	
岩手												
宮城		5			5	5		1	1		2	3
秋田												
山形												
福島		2			2	2		2			2	
茨城	1	5			5	6	2	1	2		5	1
栃木	1	3			3	4	1	1			2	2
群馬	2	1			1	3	1		2		3	
埼玉	2	16			16	18		7	8		15	3
千葉	2	7			7	9		3	6		9	
東京都	25	105	1		106	131	22	43	32		97	34
神奈川県		28			28	28	4	13	5		22	6
新潟	1	7	2		9	10	2	4	2		8	2
山梨		1			1	1		1			1	
長野		5			5	5	1	3			4	1
静岡県	1	11	1		12	13		6	5	1	12	1
富山		3			3	3		1	2		3	
石川		1			1	1	1				1	
福井		3			3	3		1	2		3	
岐阜		5			5	5		2	1		3	2
愛知	2	15			15	17		5	6	1	12	5
三重	4	5			5	9	1	3	3		7	2
滋賀		2			2	2		1	1		2	
京都	1	18			18	19	1	10	8		19	
大阪	12	35	1		36	48	9	11	14		34	14
兵庫県		30	2		32	32	8	7	10		25	7
奈良	3	6			6	9	1	3	1		5	4
和歌山		3	2		5	5		2	2		4	1
鳥取	1	1			1	2		2			2	
島根	1	1			1	2		2			2	
岡山	1	3			3	4	1	1	1		3	1
広島	1	8			8	9		5	3		8	1
山口		1			1	1	1				1	
徳島	1	3			3	4		2	1		3	1
香川		1			1	1					1	
愛媛		7			7	7	2	4			6	1
高知	1	4		1	5	6	1	2	3		6	
福岡	5	17			17	22	1	11	8		20	2
佐賀		4			4	4		2	2		4	
長崎		4			4	4	1	1			2	2
熊本		2			2	2		2			2	
大分		9			9	9	6	2	1		9	
宮崎		3			3	3	1	2			3	
鹿児島		2			2	2		2			2	
沖縄	1	3			3	4	1	1	2		4	
都道府県計	74	414	9	1	424	498	74	182	140	2	398	100
中労委		2	15		17	17	10	6	1		17	
合計	74	416 (2)	24 (15)	1	441 (17)	515 (17)	84 (10)	188 (6)	141 (1)	2	415 (17)	100
前年同期	114	459 (1)	4		463 (1)	577 (1)	73	254 (1)	176		503 (1)	74
前年同期比	-40	-43 (1)	20 (15)	1	-22 (16)	-62 (16)	11 (10)	-66 (5)	-35 (1)	2	-88 (16)	26

(注) ( ) 内は中労委取扱件数で内数。

## (2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は441件で、24年に比べ22件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では17件で16件の増加、都道府県労委では424件で38件の減少であった（第18表、第19表参照）。

他方、新規係属事件の対象となった労働者数は23万6千人で、24年より10万1千人減少した（第19表、巻末統計表11表参照）。

**第19表** 新規係属事件数及び対象労働者数（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、千人）

年	中労委+都道府県労委		中 労 委		都 道 府 県 労 委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
21	730	468	5	9	725	460
22	563	496	6	6	557	490
23	543	376	7	11	536	365
24	463	337	1	0	462	337
25	441	236	17	8	424	228

## (3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん416件・94.3%（24年459件・99.1%）、調停24件・5.4%（同4件・0.9%）、仲裁1件・0.2%（同0件・0.0%）となっている（第18表参照）。

## (4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが440件（24年462件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが1件（同1件）、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（特労法）に基づくものは1件（同0件）であった（第20表参照）。

**第20表** 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

区 分	新 規 係 属 事 件			
	計	労調法	地公労法	特労法
合 計	442(18)	440(17)	1	1(1)
あっせん	416(2)	416(2)		
調 停	25(16)	23(15)	1	1(1)
仲 裁	1	1		

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

#### (5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が 403 件・91.4%（24 年 427 件・92.2%）、使用者からの申請が 33 件・7.5%（同 35 件・4.8%）、労使双方からの申請が 5 件・1.1%（同 1 件・0.2%）であった（第 21 表参照）。

**第 21 表** 開始事由別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

開始事由 年	労側申請		使側申請		双方申請		職権		計	
21年	667	91.4%	61	8.3%	2	0.3%	0	0.0%	730	100.0%
22年	514	91.3%	45	8.0%	4	0.7%	0	0.0%	563	100.0%
23年	513	94.5%	26	4.8%	4	0.7%	0	0.0%	543	100.0%
24年	427	92.2%	35	4.8%	1	0.2%	0	0.0%	463	100.0%
25年	403	91.4%	33	7.5%	5	1.1%	0	0.0%	441	100.0%

（注）労側申請：労働組合からの申請

使側申請：使用者からの申請

#### (6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が 106 件・24.0%（24 年 124 件・26.8%）で最も多く、以下、大阪 36 件・8.2%（同 56 件・12.1%）、兵庫 32 件・7.3%（同 21 件・同 4.5%）、神奈川 28 件・6.3%（同 16 件・3.5%）、京都 18 件・4.1%（同 17 件・3.7%）と続いている（第 18 表参照）。

#### (7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況を見ると、集団事件（手続上各企業ごとに 1 件と数えられるが、実質的には 1 件としてみることが出来るもの）は 0 件（24 年 0 件）、統一事件（2 企業以上にわたる争議ではあるが、手続上 1 件として数えるもの）は 9 件 21 社（同 3 件 7 社）であった（第 22 表参照）。

**第22表** 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況（特定独立行政法人等を除く）

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件				0
統一事件	埼玉県	金属製品製造業	その他賃金、団体促進、その他経営人事	1 (2)
	東京都	廃棄物処理業	賃金増額（賃金等）	1 (8)
		道路貨物運送業	団交促進	1 (3)
		教育、学習支援業	協約締結、一時金、その他労働条件、組合承認、団交促進	1 (2)
	新潟県	水道業、地方公務（市町村機関）	その他賃金	2 (2)
	京都府	道路旅客運送業 （ハイヤー・タクシー業）	その他労働条件	1 (2)
兵庫県	道路貨物運送業 廃棄物処理業	団交促進	2 (2)	
小 計				9 (21)
合 計				9

（注）1. 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみるができるもの。

2. 統一事件とは、2企業以上にかかる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

3. 統一事件の件数欄には企業数を（ ）で示した。

## 2. 調整事件における関係当事者の特徴

### （1）産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が74件・16.8%（24年78件・16.8%）で最も多く、以下、製造業が69件・15.6%（同71件・15.3%）、医療、福祉が63件・14.3%（同45件・9.7%）、サービス業が40件・9.1%（同46件・9.9%）、卸売業、小売業が40件・9.1%（同46件・9.9%）、教育、学習支援業（自動車教習所を含む）が35件・7.9%（同60件・13.0%）と続いている（第23-1表参照）。

なお、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が74件・16.7%（24年78件・16.8%）、製造業が69件・15.6%（同71件・15.3%）、医療、福祉が63件・14.3%（同45件・9.7%）、サービス業が40件・9.0%（同46件・9.9%）、卸売業、小売業が40件・9.0%（同46件・9.9%）、教育、学習支援業（自動車教習所を含む）が35件・7.9%（同60件・13.0%）となっている（第23-2表参照）。

また、これを産業中分類別にみると、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が37件・8.4%、製造業の中では金属製品製造業が10件・2.3%、医療、福祉の中では医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業が31件・7.0%、サービス業の中では職業紹介・労働者派遣業が16件・3.6%が最も多い（巻末統計表第14表参照）。

**第23-1表** 産業別新規係属件数及び構成比の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

産業	21年		22年		23年		24年		25年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全産業	730	100.0%	563	100.0%	543	100.0%	463	100.0%	441	100.0%
農林漁業，採石業， 飲業，利採取業	1	0.1%	3	0.5%	7	1.3%	4	0.9%	3	0.7%
建設業	27	3.7%	19	3.4%	10	1.8%	16	3.5%	6	1.4%
製造業	106	14.5%	72	12.8%	69	12.7%	71	15.3%	69	15.6%
電気・ガス 熱供給・水道業	4	0.5%	2	0.4%	2	0.4%	1	0.2%	5	1.1%
情報通信業	46	6.3%	28	5.0%	32	5.9%	24	5.2%	15	3.4%
運輸業，郵便業	144	19.7%	85	15.1%	94	17.3%	78	16.8%	74	16.8%
卸売業，小売業	64	8.8%	42	7.5%	49	9.0%	46	9.9%	40	9.1%
金融業，保険業	7	1.0%	1	0.2%	5	0.9%	4	0.9%	8	1.8%
不動産業，物品賃貸業	13	1.8%	14	2.5%	6	1.1%	7	1.5%	8	1.8%
学術研究 専門・技術サービス業	19	2.6%	12	2.1%	15	2.8%	11	2.4%	20	4.5%
宿泊業 飲食サービス業	31	4.2%	40	7.1%	21	3.9%	19	4.1%	18	4.1%
生活関連サービス業， 娯楽業	10	1.4%	14	2.5%	20	3.7%	11	2.4%	15	3.4%
教育，学習支援業	86	11.8%	66	11.7%	58	10.7%	60	13.0%	35	7.9%
医療，福祉	58	7.9%	75	13.3%	74	13.6%	45	9.7%	63	14.3%
複合サービス事業	6	0.8%	9	1.6%	9	1.7%	5	1.1%	7	1.6%
サービス業	93	12.7%	62	11.0%	59	10.9%	46	9.9%	40	9.1%
公務	13	1.8%	18	3.2%	13	2.4%	14	3.0%	14	3.2%
分類不能	2	0.3%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%

**第23-2表** 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

（単位：件）

産業	21年		22年		23年		24年		25年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全産業	733	100.0%	566	100.0%	543	100.0%	463	100.0%	442	100.0%
製造業	106	14.5%	74	13.1%	69	12.7%	71	15.3%	69	15.6%
運輸業，郵便業	144	19.6%	85	15.0%	94	17.3%	78	16.8%	74	16.7%
卸売業，小売業	64	8.7%	42	7.4%	49	9.0%	46	9.9%	40	9.0%
医療，福祉	58	7.9%	76	13.4%	74	13.6%	45	9.7%	63	14.3%
教育，学習支援業 （自動車教習所を含む）	86	11.7%	66	11.7%	58	10.7%	60	13.0%	35	7.9%
サービス業	93	12.7%	62	11.0%	59	10.9%	46	9.9%	40	9.0%
その他の産業	182	24.8%	161	28.4%	140	25.8%	117	25.3%	121	27.4%

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が179件・40.6%（24年174件・37.6%）、100人以上499人以下が149件・33.8%（同165件・35.6%）、500人以上4,999人以下が103件・23.4%（同118件・25.5%）、5,000人以上が9件・2.0%（同6件・1.3%）、不明1件・0.2%（同0件・0.0%）であった（第24-1表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が216件・49.0%（24年232件・50.1%）、100人以上499人以下が128件・29.1%（同119件・25.7%）、500人以上4,999人以下が67件・15.2%（同78件・16.8%）、5,000人以上が17件・3.9%（同19件・4.1%）、不明13件・2.9%（同15件・3.2%）であった（第24-1表参照）。

なお、全労委の新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が179件・40.5%、100人以上499人以下が150件・34.0%、500人以上4,999人以下が103件・23.3%、5,000人以上が9件・2.0%、不明1件・0.2%であった（第24-2表参照）。

全労委の新規係属事件を従業員数規模別でも、99人以下が216件・48.8%、100人以上499人以下が128件・28.9%、500人以上4,999人以下が68件・15.4%、5,000人以上が17件・3.8%、不明13件・2.9%であった（第24-2表参照）。

**第24-1表** 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	規模	規模										不明	合計						
		30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上											
21年	組合員数	169	23.2%	150	20.5%	171	23.4%	50	6.8%	92	12.6%	89	12.2%	7	1.0%	2	0.3%	730	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	50	6.8%	62	8.5%	35	4.8%	6	0.8%		
22年	組合員数	97	17.2%	108	19.2%	149	26.5%	46	8.2%	79	14.0%	75	13.3%	5	0.9%	4	0.7%	563	100.0%
	従業員数	176	31.3%	145	25.8%	81	14.4%	38	6.7%	37	6.6%	40	7.1%	21	3.7%	25	4.4%		
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%	543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%		
24年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		
25年	組合員数	86	19.5%	93	21.1%	108	24.5%	41	9.3%	51	11.6%	52	11.8%	9	2.0%	1	0.2%	441	100.0%
	従業員数	100	22.7%	116	26.3%	88	20.0%	40	9.1%	26	5.9%	41	9.3%	17	3.9%	13	2.9%		

第24-2表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

年	規模	規模別										不明	合計						
		30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上											
21年	組合員数	169	23.2%	150	20.5%	172	23.4%	50	6.8%	93	12.6%	90	12.2%	7	1.0%	2	0.3%	733	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	51	6.8%	64	8.5%	35	4.8%	6	0.8%		
22年	組合員数	97	17.1%	108	19.1%	149	26.3%	46	8.1%	80	14.1%	75	13.3%	6	1.1%	5	0.9%	566	100.0%
	従業員数	176	31.1%	145	25.6%	80	14.1%	37	6.5%	38	6.7%	41	7.2%	22	3.9%	27	4.8%		
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%	543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%		
24年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		
25年	組合員数	86	19.5%	93	21.0%	109	24.7%	41	9.3%	51	11.5%	52	11.8%	9	2.0%	1	0.2%	442	100.0%
	従業員数	100	22.6%	116	26.2%	88	19.9%	40	9.0%	27	6.1%	41	9.3%	17	3.8%	13	2.9%		

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が118件・26.6%（24年133件・28.7%）、全労連系が182件・41.0%（同162件・34.9%）、その他の上部団体が57件・12.8%（同82件・17.7%）となっている（第25-1表参照）。

第25-1表 組合系統別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	組合系統	連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		計			
		件数	割合	件数	割合	うち全労協	割合	件数	割合	件数	割合		
21年		198	27.1%	265	36.3%	94	12.9%	39	5.3%	173	23.7%	730	100.0%
22年		172	30.6%	188	33.4%	81	14.4%	40	7.1%	122	21.7%	563	100.0%
23年		145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%
24年		133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%
25年		118	26.6%	182	41.0%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	444	100.0%

（注）24年、25年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

組合系統別の状況を全労委でも、連合系が119件・26.7%（24年133件・28.7%）、全労連系が182件・40.9%（同162件・34.9%）、その他の上部団体が57件・12.8%（同82件・17.7%）となっている（第25-2表参照）。



第25-2表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	組合系統		連 合		全 労 連		その他の上部団体		上部団体なし		計	
							うち全労協					
21年	200	27.3%	266	36.3%	94	12.8%	39	5.3%	173	23.6%	733	100.0%
22年	174	30.7%	189	33.4%	81	14.3%	40	7.1%	122	21.6%	566	100.0%
23年	145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%
24年	133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%
25年	119	26.7%	182	40.9%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	445	100.0%

（注）24年、25年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

#### （4）合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は301件・68.3%（24年335件・72.4%）、このうち駆け込み訴え事件は157件・35.6%（同173件・37.4%）であった。

なお、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は52.2%（24年51.6%）と、24年に比べ合同労組の事件の割合、駆け込み訴え事件の割合とも減少した。（第26表参照）

第26表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

（単位：件）

年	事件	全 事 件	合 同 労 組 事 件		駆け込み訴え事件	
21年		730	487	(66.7%)	269	(36.8%) (55.2%)
22年		563	393	(69.8%)	207	(36.8%) (52.7%)
23年		543	380	(70.0%)	184	(33.9%) (48.4%)
24年		463	335	(72.4%)	173	(37.4%) (51.6%)
25年		441	301	(68.3%)	157	(35.6%) (52.2%)

（注）1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。  
「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。  
2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後、合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。  
3. ( ) 内は新規係属事件に対する割合  
    < > 内は合同労組事件に対する割合

### (5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無（同一の両当事者における過去の調整事件の有無）別にみると、調整の前例があったものは80件・18.1%（24年72件・15.6%）であり、24年と比べると件数、割合とも増加した（第27-1表参照）。

これを調整事項の関連でみると、前例ありの場合126項目（24年120項目）は団交促進40項目（同43項目）、経営又は人事20項目（同20項目）など、非経済的事項75項目（同79項目）にかかる項目が59.5%を占めている。前例なしの場合585項目（同676項目）も、団交促進155項目（同199項目）、経営又は人事134項目（同170項目）、組合承認・組合活動25項目（同15項目）など、非経済的事項364項目（同452項目）にかかる項目が62.2%を占めている（第27-2表参照）。

**第27-1表** 新規係属事件における調整前例の有無別係属状況  
（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	全事件	調整前例のある事件
21年	730	105（14.4%）
22年	563	73（13.0%）
23年	543	68（12.5%）
24年	463	72（15.6%）
25年	441	80（18.1%）

（注）（ ）内は新規係属事件に対する割合

**第27-2表** 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項構成  
（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

調整事項	区分	全数		前例あり		前例なし	
合計		711	100.0%	126	100.0%	585	100.0%
経済的事項	賃金増額	18	2.5%	8	6.3%	10	1.7%
	一時金	35	4.9%	14	11.1%	21	3.6%
	労働時間・休日休暇	24	9.3%	3	2.4%	21	3.6%
	その他	180	25.3%	23	18.3%	157	26.8%
	非経済的事項	439	61.7%	75	59.5%	364	62.2%
内訳	経営又は人事	154	21.7%	20	15.9%	134	22.9%
	団交促進	195	27.4%	40	31.7%	155	26.5%
	組合承認・組合活動	32	4.5%	7	5.6%	25	4.3%
	その他	58	8.2%	8	6.3%	50	8.5%
協約締結・全面改定		15	2.1%	3	2.4%	12	2.1%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 22 件・5.0%（24 年 42 件・9.1%）となり、24 年に比べると件数及び割合は減少した（第 28-1 表参照）。

**第28-1表** 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況  
（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	事件	全事件	併存組合のある事件
21年		730	88 (12.1%)
22年		563	58 (10.3%)
23年		543	73 (13.4%)
24年		463	42 (9.1%)
25年		441	22 (5.0%)

- (注) 1. ( ) 内は新規係属事件に対する割合  
2. 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

新規係属事件における組合構成員の就労状況は、正社員が 320 件・70.2%、パート・アルバイトが 46 件・10.1%、契約社員が 47 件・10.3%、派遣労働者が 11 件・2.4%、その他が 32 件・7.0%となっている（第 28-2 表、図 2 参照）。

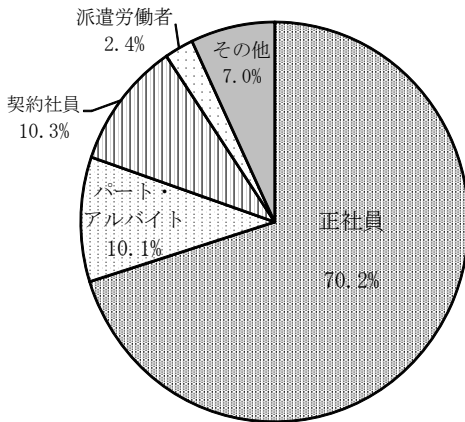
**第28-2表** 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	就労状況		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	正社員											
25年	320	70.2%	46	10.1%	47	10.3%	11	2.4%	32	7.0%	456	100.0%

- (注) 組合構成員には複数の就労状況がある。また、就労状況は25年1月から集計しているので、24年開始の新規係属事件は除かれる。

図2 新規係属事件における組合構成員の就労状況（25年）



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員では経済的事項 196 項目・37.6%、非経済的事項 311 項目・59.7%、パート・アルバイトでは経済的事項 24 項目・35.8%、非経済的事項 42 項目・62.7%、契約社員では経済的事項 19 項目・23.5%、非経済的事項 62 項目・76.5%、派遣労働者では経済的事項 6 項目・40.0%、非経済的事項 9 項目・60.0%となっている（第 28-3 表参照）。

第28-3表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（特定独立行政法人等を除く）

調整事項	就労状況		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計		
	正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他				
合計	521	100.0%	67	100.0%	81	100.0%	15	100.0%	48	100.0%	732	100.0%	
経済的事項	196	37.6%	24	35.8%	19	23.5%	6	40.0%	14	29.2%	259	35.4%	
内訳	賃金増額	15	2.9%	1	1.5%	2	2.5%	0	0.0%	1	2.1%	19	2.6%
	一時金	34	6.5%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	35	4.8%
	労働時間・休日休暇	17	3.3%	2	3.0%	3	3.7%	1	6.7%	1	2.1%	24	3.3%
	その他	130	25.0%	20	29.9%	14	17.3%	5	33.3%	12	25.0%	181	24.7%
非経済的事項	311	59.7%	42	62.7%	62	76.5%	9	60.0%	34	70.8%	458	62.6%	
内訳	経営又は人事	94	18.0%	21	31.3%	31	38.3%	3	20.0%	12	25.0%	161	22.0%
	団交促進	151	29.0%	12	17.9%	20	24.7%	4	26.7%	16	33.3%	203	27.7%
	組合承認・組合活動	25	4.8%	4	6.0%	5	6.2%	0	0.0%	0	0.0%	34	4.6%
	その他	41	7.9%	5	7.5%	6	7.4%	2	13.3%	6	12.5%	60	8.2%
協約締結・全面改定	14	2.7%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	2.0%	

(注) 組合構成員には複数の就労状況があるため、計の合計は前述の調整事項数と一致しない。

### 3. 調整内容の特徴

#### (1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 441 件に係る調整事項数 711 項目（24 年 796 項目）のうち、経済的事項が 257 項目・36.1%（同 253 項目・31.8%）、非経済的事項が 439 項目・61.7%（同 531 項目・66.7%）、協約締結・全面改定が 15 項目・2.1%（同 12 項目・1.5%）となっている。24 年と比べると、経済的事項は 4 項目増加し、非経済的事項は 92 項目減少した。経済的事項のうち、一時金は 35 項目・4.9%（同 33 項目・4.1%）、労働時間・休日休暇は 24 項目・3.4%（同 14 項目・1.8%）、賃金増額は 18 項目・2.5%（同 19 項目・2.4%）であった。（第 29-1 表参照）

また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は 18 件で、24 年より 1 件減少、一時金を調整事項に含む新規係属事件は 35 件で、24 年より 2 件増加した（第 30-1 表参照）。

非経済的事項のうち、団交促進は 195 項目・27.4%（24 年 242 項目・30.4%）、経営又は人事は 154 項目・21.7%（同 190 項目・23.9%）、組合承認・組合活動は 32 項目・4.5%（同 17 項目・2.1%）であった（第 29-1 表参照）。

経営又は人事の細分類である解雇または人員整理（以下、「解雇・人員整理」という。）を調整事項として含む新規係属事件は 92 件で、24 年より 23 件減少した（第 30-1 表参照）。

なお、調整事項別新規係属状況を全労委でみると、新規係属事件 442 件に係る調整事項数 712 項目（24 年 796 項目）のうち、経済的事項が 258 項目・36.2%（同 253 項目・31.8%）、非経済的事項が 439 項目・61.7%（同 531 項目・66.7%）、協約締結・全面改定が 15 項目・2.1%（同 12 項目・1.5%）となっている。24 年と比べると、経済的事項は 5 項目増加し、非経済的事項は 92 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 18 項目・2.5%（同 19 項目・2.4%）、一時金は 35 項目・4.9%（同 33 項目・4.1%）、労働時間・休日休暇は 24 項目・3.4%（同 14 項目・1.8%）であった。（第 29-2 表参照）

また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は 18 件で、24 年より 1 件減少、一時金を調整事項に含む新規係属事件は 35 件で、24 年より 2 件増加した（第 30-2 表参照）。

非経済的事項のうち、経営又は人事は154項目・21.6%（24年190項目・23.9%）、  
 団交促進は195項目・27.4%（同242項目・30.4%）、組合承認・組合活動は32項目・  
 4.5%（同17項目・2.1%）であった（第29-2表参照）。

解雇・人員整理を調整事項として含む新規係属事件は92件で、24年より23件減少  
 した（第30-2表参照）。

## （2）新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件当たり（特定独立行政法人等を除く）の平均調整事項数は1.61  
 項目（24年1.72項目）であった（第29-1表参照）。

**第29-1表** 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

調整事項		21年		22年		23年		24年		25年	
合計		1,321	100.0%	1,004	100.0%	973	100.0%	796	100.0%	711	100.0%
経済的事項		449	34.0%	387	38.5%	347	35.7%	253	31.8%	257	36.1%
内訳	賃金増額	39	3.0%	19	1.9%	20	2.1%	19	2.4%	18	2.5%
	一時金	76	5.8%	56	5.6%	47	4.8%	33	4.1%	35	4.9%
	労働時間・休日休暇	44	3.3%	36	3.6%	31	3.2%	14	1.8%	24	3.4%
	その他の	290	22.0%	276	27.5%	249	25.6%	187	23.5%	180	25.3%
非経済的事項		854	64.6%	607	60.5%	610	62.7%	531	66.7%	439	61.7%
内訳	経営又は人事	313	23.7%	225	22.4%	189	19.4%	190	23.9%	154	21.7%
	団交促進	379	28.7%	276	27.5%	290	29.8%	242	30.4%	195	27.4%
	組合承認・組合活動	68	5.1%	33	3.3%	31	3.2%	17	2.1%	32	4.5%
	その他の	94	7.1%	73	7.3%	100	10.3%	82	10.3%	58	8.2%
協約締結・全面改定		18	1.4%	10	1.0%	16	1.6%	12	1.5%	15	2.1%
総事件数		730		563		543		463		441	
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.81		1.78		1.79		1.72		1.61	

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第29-2表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移 (全労委)

(単位：項目)

調整事項	年	21年	22年	23年	24年	25年
合計		1324(8)	1007(13)	973(9)	796(2)	712(19)
経済的事項		451(7)	390(1)	347(5)	253	258(15)
賃金増額		41(7)	21(2)	20	19	18
一時金		76	56(4)	47(5)	33	35(4)
労働時間・休日休暇		44	36	31	14	24
その他		290	277(5)	249	187	181(11)
非経済的事項		855	607(2)	610(4)	531(2)	439(3)
経営又は人事		313	225	189(2)	190	154(1)
団交促進		380(1)	276(2)	290(2)	242(1)	195(2)
組合承認・組合活動		68	33	31	17(1)	32
その他		94	73	100	82	58
協約締結・全面改定		18	10	16	12	15(1)
総事件数		733	566	543	463	442
平均調整事項数 (一事件あたり)		1.81	1.78	1.79	1.72	1.61

(注) 1. 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。  
2. ( )内は中労委取扱件数で内数。

第30-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移  
(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	21年	39	3	0	6	9	2	4	4	4	1	1	4	1
	22年	19	3	2	1	0	0	3	3	0	1	2	1	3
	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
	25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
一時金	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	56	8	5	4	2	1	5	7	5	6	0	5	8
	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
解雇・ 人員整理	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6
	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8
	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11
	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの  
(調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照)。

第30-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移（全労委）

(単位：件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	21年	41	3	0	6	9	4	4	4	4	1	1	4	1
	22年	21	3	2	1	0	2	3	3	0	1	2	1	3
	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
	25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
一時金	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
	22年	60	8	5	4	2	1	6	7	5	6	0	8	8
	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
解雇・ 人員整理	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17
	22年	149	10	9	21	27	11	11	13	10	13	9	9	6
	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8
	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11
	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの  
(調整事項の詳細については巻末統計表第17表参照)。

### (3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件(以下では「団交事件」という。)は195件・44.2%(24年242件・52.3%)であり、24年と比べ件数、割合ともに減少した。賃金等に関するものを調整事項に含む事件(以下では「賃金事件」という。)は163件・37.0%(24年166件・35.9%)であり、24年と比べ件数は減少し、割合は増加した。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件(以下では「経営・人事事件」という。)は143件・32.4%(24年174件・37.6%)であり、24年と比べ件数、割合ともに減少した(図3参照)。





#### (4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件（特定独立行政法人等を除く）の調整事項についてみると、製造業が107項目（24年123項目）、運輸業，郵便業が122項目（同119項目）、医療，福祉が92項目（同88項目）、サービス業が62項目（同67項目）、教育，学習支援業（自動車教習所を含む）が52項目（同106項目）となっている（第31表参照）。

全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で28.0%、運輸業，郵便業で33.6%、医療，福祉で32.6%、サービス業で37.1%、教育，学習支援業（自動車教習所を含む）で28.8%となっている（第31表参照）。

非経済的事項の割合は、製造業で69.2%、運輸業，郵便業で63.9%、医療，福祉で63.0%、サービス業で62.9%、教育，学習支援業（自動車教習所を含む）で69.2%となっている（第31表参照）。

**第31表** 新規係属事件における産業別調整事項（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

調整事項	産業分類		運輸業， 郵便業	医療，福祉	サービス業	教育，学習支援業 (自動車教習所を含む)	その他の産業								
	全産業	製造業													
合計	711	100.0%	107	100.0%	122	100.0%	92	100.0%	62	100.0%	52	100.0%	276	100.0%	
経済的事項	257	36.1%	30	28.0%	41	33.6%	30	32.6%	23	37.1%	15	28.8%	118	42.8%	
内 訳	賃金増額	18	2.5%	7	6.5%	1	0.8%	1	1.1%	1	1.6%	2	3.8%	6	2.2%
	一時金	35	4.9%	2	1.9%	6	4.9%	4	4.3%	3	4.8%	4	7.7%	16	5.8%
	労働時間・休日休暇	24	3.4%	0	0.0%	5	4.1%	6	6.5%	1	1.6%	2	3.8%	10	3.6%
	その他	180	25.3%	21	19.6%	29	23.8%	19	20.7%	18	29.0%	7	13.5%	86	31.2%
非経済的事項	439	61.7%	74	69.2%	78	63.9%	58	63.0%	39	62.9%	36	69.2%	154	55.8%	
内 訳	経営又は人事	154	21.7%	30	28.0%	17	13.9%	21	22.8%	14	22.6%	14	26.9%	58	21.0%
	団交促進	195	27.4%	31	29.0%	39	32.0%	25	27.2%	18	29.0%	17	32.7%	65	23.6%
	組合承認・組合活動	32	4.5%	5	4.7%	11	9.0%	4	4.3%	1	1.6%	1	1.9%	10	3.6%
	その他	58	8.2%	8	7.5%	11	9.0%	8	8.7%	6	9.7%	4	7.7%	21	7.6%
協約締結・全面改定	15	2.1%	3	2.8%	3	2.5%	4	4.3%	0	0.0%	1	1.9%	4	1.4%	

（注）調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業（上位5つ以外のすべての産業）別に記載。

#### (5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数99人以下では経済的事項92項目・32.5%（24年80項目・28.2%）、非経済的事項185項目・65.4%（同203項目・71.5%）、100人以上499人以下では経済的事項95項目・39.4%（同102項目・39.4%）、非経済的事項143項目・59.3%（同190項目・64.4%）、500人以上4,999人以下では経済的事項60項目・36.6%（同68項目・32.5%）、非経済的事

項 101 項目・61.6%（同 134 項目・64.1%）、5,000 人以上では経済的事項 9 項目・40.9%（同 3 項目・37.5%）、非経済的事項 10 項目・45.5%（同 4 項目・50.0%）となっている（第 32 表、巻末統計表第 16 表参照）。

**第32表** 新規係属事件における組員数規模別調整事項（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

調整事項	組員数		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人以上		不明		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
合 計	283	100.0%	241	100.0%	164	100.0%	22	100.0%	1	100.0%	711	100.0%		
経 済 的 事 項	92	32.5%	95	39.4%	60	36.6%	9	40.9%	1	100.0%	257	36.1%		
賃 金 増 額	5	1.8%	7	2.9%	5	3.0%	1	4.5%	0	0.0%	18	2.5%		
内 一 時 金	12	4.2%	10	4.1%	11	6.7%	2	9.1%	0	0.0%	35	4.9%		
所 得 支 払 金	7	2.5%	11	4.6%	4	2.4%	2	9.1%	0	0.0%	24	3.4%		
そ の 他	68	24.0%	67	27.8%	40	24.4%	4	18.2%	1	100.0%	180	25.3%		
非 経 済 的 事 項	185	65.4%	143	59.3%	101	61.6%	10	45.5%	0	0.0%	439	61.7%		
経 営 又 は 人 事	58	20.5%	55	22.8%	39	23.8%	2	9.1%	0	0.0%	154	21.7%		
内 団 交 促 進	88	31.1%	54	22.4%	49	29.9%	4	18.2%	0	0.0%	195	27.4%		
所 得 支 払 金	19	6.7%	12	5.0%	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%	32	4.5%		
そ の 他	20	7.1%	22	9.1%	13	7.9%	3	13.6%	0	0.0%	58	8.2%		
協 約 締 結 ・ 全 面 改 定	6	2.1%	3	1.2%	3	1.8%	3	13.6%	0	0.0%	15	2.1%		

#### 4. あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 416 件（24 年 459 件）のうち、あっせん員の指名がされた 403 件（同 410 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 288 件・71.5%（同 270 件・65.9%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 86 件・21.3%（同 116 件・28.3%）、委員及び事務局職員が 22 件・5.5%（同 19 件・4.6%）となっている（第 33 表参照）。

**第33表** 労働争議新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	合 計	委 員				委 員 + 非 委 員				非 委 員			
		三者 構成	公 益 委 員	の そ の 他	小 計	委 員 + 事 務 局 職 員	委 員 + 事 務 局 職 員 + 非 委 員	以 外 の 者	そ の 他	小 計	事 務 局 職 員	労 政 職 員	そ の 他
21	658	403	12	-	415	35	13	-	48	195	-	-	195
22	501	329	1	1	331	23	-	6	29	141	-	-	141
23	491	342	1	1	344	19	-	2	21	126	-	-	126
24	410	270	1	2	273	19	-	2	21	116	-	-	116
25	403	288	2	2	292	22	-	3	25	86	-	-	86

（注） 集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

## 5. 労働争議調整事件の終結

### (1) 処理状況

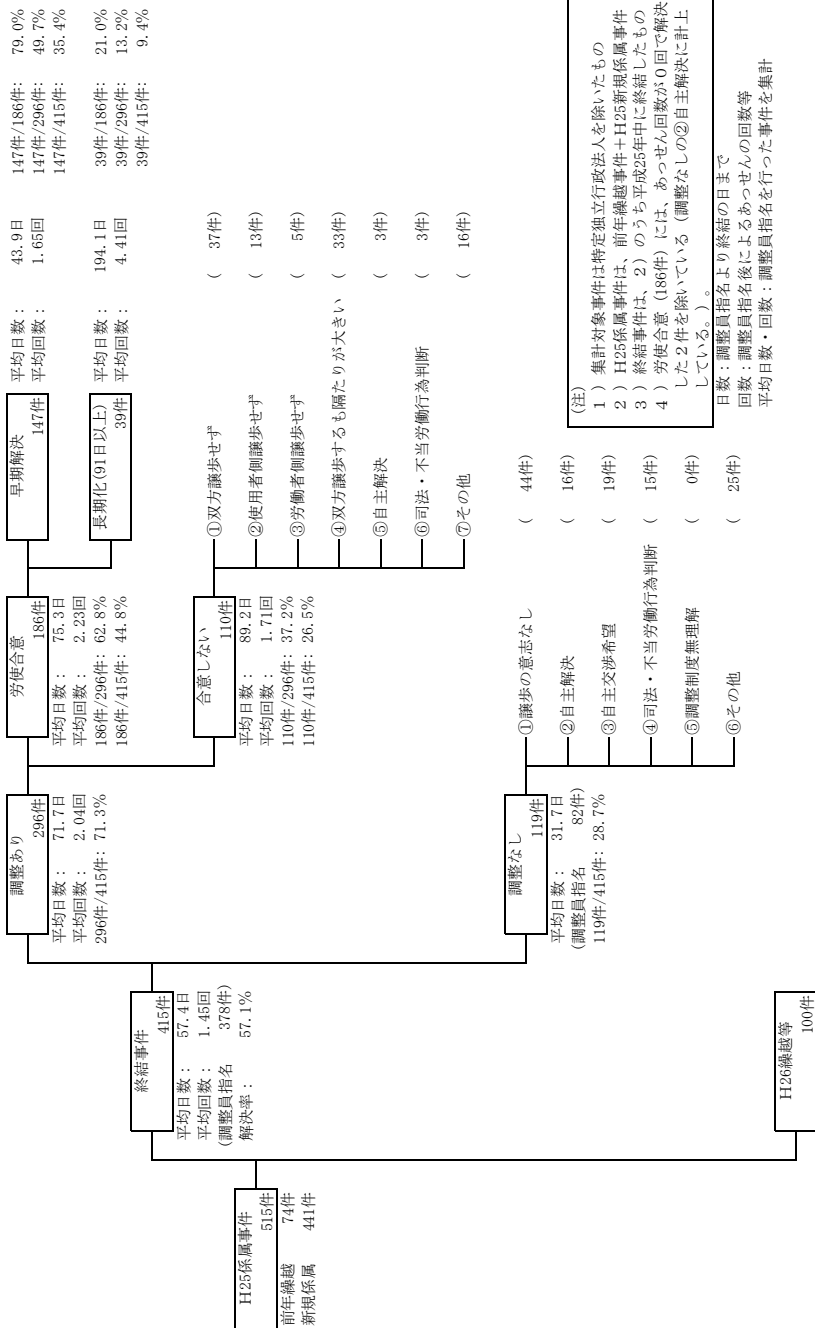
25年は24年からの繰越74件を含む515件(24年577件)の係属事件のうち、415件(同503件)が終結し、100件(同74件)が26年に繰り越された。終結した415件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの(「調整あり」)は296件(24年365件)、同意しなかったもの(「調整なし」)は119件(同138件)であった(チャートα参照)。

### (2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは186件(24年244件)、合意に至らなかったものは110件(同121件)であった。労使の合意を得られた186件について調整日数(あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数)をみると、79.0%(同79.9%)にあたる147件(同195件)は開始後90日以内に終結し、21.0%(同20.1%)にあたる39件(同49件)は開始から終結まで91日以上かかった。

平均調整回数をみると、前者では1.65回(同1.65回)であったのに対し、後者では4.41回(同4.04回)であった。また、合意に至らなかった110件の内訳をみると、労使双方譲歩しなかったものが37件(同39件)と最も多く、以下、双方譲歩するも隔たりが大きいものが33件(同34件)、使用者側が譲歩しなかったものが13件(同20件)、労働者側が譲歩しなかったものが5件(同7件)となっている。(チャートα参照)

チャートα 25年係属事件フローチャート (特定独立行政法人等を除く)



### (3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件 119 件（24 年 138 件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの 44 件（同 62 件）、自主交渉を続けたいとするもの 19 件（同 3 件）、自主解決したもの 16 件（同 31 件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの 15 件（同 6 件）などとなっている（チャート α 参照）。

### (4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた 186 件（24 年 244 件）以外に、労使間で自主解決したものが 19 件（同 33 件）（「合意しない」の⑤の 3 件＋「調整なし」の②の 16 件。チャート α 参照）あり、これを加えると終結事件の 49.4%にあたる 205 件（同 277 件・55.1%）で労使合意に至っている。

### (5) 解決状況

25 年に終結した調整事件 415 件（24 年 503 件）のうち、取下げ・移管を除く 328 件（同 430 件）の解決状況は、解決 188 件（同 254 件）、不調・打切り 141 件（同 176 件）で、その解決率は 57.1%（同 59.1%）であった（第 18 表、第 34-1 表参照）。

これらの中労委・都道府県労委別にみると、都道府県労委は終結した 398 件（24 年 502 件）のうち、取下げ・移管を除く 322 件（同 429 件）中 182 件（同 253 件）が解決し、解決率は 56.5%（同 59.0%）、中労委における終結した 17 件（同 1 件）中 6 件（同 1 件）が解決し、解決率は 85.7%（同 100.0%）であった（第 34-1 表参照）。

また、調整方法別の解決状況を見ると、あっせんは、取下げ・移管 74 件（24 年 73 件）を除く 319 件（同 499 件）中 180 件（同 250 件）が解決し、解決率は 56.4%（同 50.1%）、調停は取下げ 12 件（同 0 件）で、10 件中 8 件（同 4 件中 4 件）が解決し、解決率は 80.0%（同 100.0%）であった。なお、仲裁の 1 件（同 0 件）は、取下げであった（第 34-1 表、第 35 表参照）。

**第34-1表** 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）  
（単位：件、％）

労委別	事項	年				
		21	22	23	24	25
都道府 労委	終 結 件 数	692	599	513	502	398
	取下・移管除く終結件数	571	489	434	429	322
	解 決 件 数	335	286	234	253	182
	解 決 率	58.7	58.5	53.9	59.0	56.5
中 労委	終 結 件 数	6	6	7	1	17
	取下除く終結件数	6	6	6	1	7
	解 決 件 数	5	5	6	1	6
	解 決 率	83.3	83.3	100.0	100.0	85.7
都道府 中労委及び 県労委	終 結 件 数	698	605	520	503	415
	取下・移管除く終結件数	577	495	440	430	329
	解 決 件 数	340	291	240	254	188
	解 決 率	58.9	58.8	54.5	59.1	57.1

(注) 1. 終結件数、解決件数は、終結年で集計。  
2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数

**第34-2表** 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）  
（単位：件、％）

労委別	事項	年				
		21	22	23	24	25
都道府 労委	取下・移管除く終結件数	571	388	363	332	269
	解 決 件 数	335	212	191	183	152
	解 決 率	58.7	54.6	52.6	55.1	56.5
中 労委	取下除く終結件数	6	6	6	1	7
	解 決 件 数	5	5	6	1	6
	解 決 率	83.3	83.3	100.0	100.0	85.7
都道府 中労委及び 県労委	取下・移管除く終結件数	577	394	369	333	276
	解 決 件 数	341	217	197	184	158
	解 決 率	59.1	55.1	53.4	55.3	57.2

(注) 1. 解決件数は、開始年で集計。  
2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数

**第35表** 労働争議調整事件の終結状況（特定独立行政法人等を除く）  
（単位：件）

年	取 下 移 管	あ っ せ ん 案 示						調 停				仲 裁			合 計			
		あ っ せ ん 案 提 示		あ っ せ ん 案 不 提 示		小 計		取 下 移 管	件 数	調 停 案 提 示	解 決	取 下 移 管	件 数	裁 定	取 下 移 管	件 数	(内) 解 決	
		件 数	(内) 解 決	件 数	(内) 解 決	件 数	(内) 解 決											
		A	B	C	D	A+C	B+D	E	F	G	H	I	E+H	B+D+G+I				
都道府 中労委及び 県労委	21	120	151	147	430	180	581	327	1	22	22	16				121	603	343
	22	110	115	112	482	178	597	290		8	1	1				110	605	291
	23	80	117	114	394	123	511	237		9	3	3				80	520	240
	24	73	131	123	368	127	499	250		4	4	4				73	503	254
	25	74	92	90	227	90	319	180	12	10	9	8	1	1		87	330	188
中 労委	21				1		1			5	5	5				0	6	5
	22		5	5	1		6	5								0	6	5
	23	1	1	1	1		1	1		5	5	5				1	6	6
	24		1	1	1		1	1								0	1	1
	25		1	1	1		2	1	11	5	5	5				11	7	6

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件は327件（あっせん317件、調停10件）で、平均調整日数は55.2日（あっせん55.4日、調停47.4日）であった（第36-1表参照）。

なお、全労委で見ると、取下げ・移管を除く終結事件は327件（あっせん317件、調停10件）で、平均調整日数は55.2日（あっせん55.4日、調停47.4日）であった（第36-2表参照）。

第36-1表 労働争議調整事件の平均調整期間（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、日）

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委	
	取下げ 移管を除 く終結 件数	51.4 (36.5)	159.0 (61.0)	1	22	12.7 (12.7)	44.0 (44.0)	5	-	-	-	-	580	50.8 (35.4)	6	54.3 (38.0)
21	559	51.4 (36.5)	159.0 (61.0)	1	22	12.7 (12.7)	44.0 (44.0)	5	-	-	-	-	580	50.8 (35.4)	6	54.3 (38.0)
22	487	55.4 (37.5)	12.8 (12.8)	6	8	41.4 (41.4)	-	-	-	-	-	-	495	55.2 (37.6)	6	12.8 (12.8)
23	431	50.7 (35.1)	19.0 (19.0)	1	9	46.0 (39.1)	28.0 (28.0)	5	-	-	-	-	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)
24	422	54.5 (38.9)	23.0 (23.0)	1	4	20.5 (20.5)	-	-	-	-	-	-	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)
25	317	55.4 (39.4)	87.0 (61.0)	2	10	47.4 (34.5)	21.0 (20.2)	5	-	-	-	-	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。  
2. ( ) 内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

第36-2表 労働争議調整事件の平均調整期間（全労委）

（単位：件、日）

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委		全労委	中労委		
	取下げ 移管を除 く終結 件数	51.5 (36.8)	117.5 (61.0)	2	24	12.2 (12.2)	33.4 (33.4)	7	- <th>- <th>- <th>- <th>584</th> <th>49.9 (40.2)</th> <th>9</th> <th>52.4 (39.6)</th> </th></th></th>	- <th>- <th>- <th>584</th> <th>49.9 (40.2)</th> <th>9</th> <th>52.4 (39.6)</th> </th></th>	- <th>- <th>584</th> <th>49.9 (40.2)</th> <th>9</th> <th>52.4 (39.6)</th> </th>	- <th>584</th> <th>49.9 (40.2)</th> <th>9</th> <th>52.4 (39.6)</th>	584	49.9 (40.2)	9	52.4 (39.6)
21	560	51.5 (36.8)	117.5 (61.0)	2	24	12.2 (12.2)	33.4 (33.4)	7	-	-	-	-	584	49.9 (40.2)	9	52.4 (39.6)
22	488	55.3 (37.5)	13.1 (13.1)	7	10	34.7 (34.7)	8.0 (8.0)	2	-	-	-	-	498	54.9 (37.4)	9	12.0 (12.0)
23	431	50.7 (35.1)	19.0 (19.0)	1	9	46.0 (39.1)	28.0 (28.0)	5	-	-	-	-	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)
24	422	54.5 (38.9)	23.0 (23.0)	1	4	20.5 (20.5)	-	-	-	-	-	-	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)
25	317	55.4 (39.4)	87.0 (61.0)	2	10	47.4 (34.5)	21.0 (20.2)	5	-	-	-	-	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)

(注) 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。  
2. ( ) 内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。



## 6. その他

### (1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは 103 件（24 年 95 件）で、24 年より 8 件増加した。産業別では、航空関係からの争議行為予告が最も多く 29 件・28.2%（同 19 件・20.0%）、以下、医療業の 28 件・27.2%（同 28 件・29.5%）、その他 16 件・15.5%（同 14 件・14.7%）などとなっている（第 37 表参照）。

**第37表** 争議行為予告通知の事業別件数（中労委）

（単位：件）

年	事業計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
21	147(16)	20(0)	59(13)	12(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
22	112(8)	12(0)	38(6)	11(0)	7(0)	1(0)	0(0)	29(0)	14(2)
23	100(4)	17(0)	21(2)	12(0)	7(0)	1(0)	0(0)	27(0)	15(2)
24	95(7)	17(0)	19(4)	10(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	14(3)
25	103(14)	12(0)	29(8)	11(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	16(6)

- (注) 1. ( ) 内は使用者からの通知件数で内数。  
2. 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス専業。

### (2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 25 年に新規に開始した労働争議実情調査件数（全労委）は 1,018 件（24 年 1,018 件）で、24 年と同件数であった。24 年からの繰越 111 件を含む係属 1,169 件（同 1,150 件）の終結状況は、労働争議解決 867 件・85.2%（同 859 件・74.7%）、調査打ち切り 142 件・13.9%（同 152 件・13.2%）、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが 9 件・0.9%（同 7 件・0.6%）などとなっている（第 38 表、巻末統計表第 19 表参照）。

**第38表** 労働争議実情調査の終結状況（全労委）

（単位：件）

年	終結状況					
	計	あっせん移行	調停移行	争議解決	調査打ち切り	その他
21	1,267	10	2	1,034	220	1
22	1,178	2	1	998	176	1
23	1,083	9	0	909	164	1
24	1,018	6	0	859	152	1
25	1,018	9	0	867	142	0